

教育委員会協議会議題

平成19年12月20日

1 報告事項

- (1) 市議会12月定例会の概要について(資料1 教育政策課)
- (2) 学校給食調理業務の民間委託について(資料2 学校保健課)

市議会 12月定例会の概要について（教育委員会関係）

会 期 平成 19 年 11 月 29 日から 12 月 18 日まで
（厚生文教常任委員会開催日 12 月 6 日）

教育委員会関係概要

（予 算）

案 件	審議結果	備 考
12月補正予算	原案可決	概要別紙のとおり

（陳 情）

案 件	審査結果	備 考
国・県に私学助成制度の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書	不 採 択	
小田原市の私学助成制度拡充を求める陳情書	不 採 択	

（一般質問）

別紙一覧のとおり

平成19年12月補正予算概要

(歳入)

(単位：千円)

科目	予算額	主な内容
(項)寄附金 (目)教育費寄附金	1,000	保健体育費寄附金 保健体育振興費寄付金
合計	1,000	

(歳出)

(単位：千円)

科目	予算額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項)社会教育費 (目)青少年対策費	200	一般経費 報償費 200 * 青少年の文化・スポーツ振興奨励金				200
(項)保健体育費 (目)保健体育総務費	1,000	スポーツ振興経費(ウォーク大会開催費) 負担金補助及び交付金 1,000 * 「城下町おだわらツデーマーチ」 実行委員会負担金 (寄付金充当 1件)			1,000	
合計	1,200				1,000	200

一般質問

議員	NO	答弁	質問要旨	答弁要旨
青木	1	教育長	<p>学校2学期制の成果と問題点、課題があるのか。</p>	<p>学校2学期制の成果としては、2学期制の実施に伴い、年間の学校行事や日課表の見直しによって、それぞれの行事が児童生徒にとってどのような意味があり、どのような教育的効果があるのかなどを教師が再確認するよい機会となり、引いては、教師の意識改革のよい機会となっている。授業面の効果としては、夏休みや冬休み前の授業時間が確保されたことによって、長期的な学習構想が可能となり、これまで以上に充実した学習が進められるようになった。また、学習相談や保護者面談等も、時間的に余裕を持って設定することができるようになったため、じっくり話し合いがもてるようになった。その具体的な効果としては、夏休み中に実施されるサマースクールや補習学習への児童・生徒の参加数が高まっている。今後の課題は、これらの2学期制の良さを、それぞれの教師が意識して教育活動を進めていくことによって、当初の目的である「子どもの学力の向上」を目指していくことであると考えている。</p>
	2	教育長	<p>学校2学期制実施の際に、通知表が前期、後期の年2回とどのように対応をされてきたのか。</p>	<p>児童生徒に通知表を渡す回数は、2回になったが、各小・中学校では、夏休みなどの長期休業前や休業中に、具体的な学習状況やこれからの学習のヒントを示した「あゆみ」や「ふりかえりカード」、「ステップアップカード」などを作成するなどして、本人と保護者を対象に丁寧な面談を実施している。これまで、教育委員会には特別な声は寄せられてはいないが、引き続き、保護者への不安を解消するために、情報提供に努めていきたい。</p>
	3	教育長	<p>保護者から、学校や教育委員会にどのようなクレームが寄せられているのか。</p>	<p>さまざまな要求については、各学校で対応しているが、その中でも理不尽な要求等については市内全校で、平成16年度には8件だったものが、平成17年度には17件、平成18年度には33件と増加傾向にある。また、教育委員会にも、平成16年度には6件、平成17年度には8件、平成18年度には10件があり、学校と同様に増加傾向にある。その内容については、子どもの下校時の安全確保にかかわり、「毎日教員が家まで送って欲しい。」といったものや、教職員の言動や教科等の指導方法が原因となり、「担任を替えて欲しい。」といった理不尽な要求などが、多くを占めている。</p>

	4	教育長	保護者からのクレームに対して、教育委員会としてどのような対応策を考えているのか。	学校に対する理不尽な要求等の増加が、教職員の心身の疲労や多忙化等の要因の一つとなっていることは、教育委員会としても理解している。現在、このような要求等については、学校と教育委員会が連携を図りながら対応にあたっている。今後、さらなる教育委員会と各学校との連携強化に努めるとともに、24番青木議員のご指摘にあったように、対応マニュアルの作成や外部の専門家の協力を得るなどの先進事例も参考にしながら、今後の状況なども踏まえたい。対応策を研究していきたい。
	5	市長	来年度以降の馬屋曲輪整備に伴い、樹木の整理は行うのか。	馬屋曲輪の整備については、馬出門柵形の石垣復元工事に引き続き、門と土堀の復元工事を行っており、平成22年度までには馬屋曲輪全体の整備をする予定になっている。馬屋曲輪内の樹木のほとんどは、関東大震災後に植えられたものや、実生で生えたものであり、石垣等の現存の遺構に影響を与える樹木や直接整備位置にあたる樹木については、やむを得ない措置として伐採を行うこととなる。
武松	6	市長	登城ルート上において樹木に隠れて天守閣が展望できないということをどのように改善するのか。	13番武松議員ご指摘のとおり、天守閣や常盤木門が繁茂する樹木により見えにくい状況にあることは、私も承知している。そこで、現在、「史跡小田原城跡調査・整備委員会」から、本丸・二の丸内の樹木について、史跡としてふさわしい植栽の管理指針をご提言いただくことになっており、その中で、登城ルートから見て天守閣や常盤木門を遮っている樹木の整理についてもご検討いただいているところである。こうした専門家の方々のご意見をいただいた上で、私としては、緑豊かな環境の保全と小田原城本来の史跡景観の回復との両立を図りながら、必要に応じて適切な樹木の整理などを行ってまいりたいと考えている。
志澤	7	教育長	全国学力・学習状況調査の目的について伺いたい。	文部科学省が示している今回の調査の目的は、「全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。」ことと、「各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図る。」こととされている。

志澤	8	教育長	<p>調査の結果の公表について文部科学省からどのような通達があったのか伺いたい。</p>	<p>「実施要領」の中では、調査結果の取扱いに関する配慮事項として、「市町村教育委員会は、個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと」「市町村教育委員会が、公立学校全体の結果を公表することや、学校が自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。」となっている。ただし、その際には、「本調査の結果は学力の特定の一部であり、調査結果の公表などについては、序列化につながる取り組みが必要である。」と示されている。これを受けて、平成19年8月23日付けの文部科学省からの通知では、実施要領に基づき、調査結果の公表については、適切に行うよう指導の徹底を求めている。さらに、平成19年10月24日付けの文部科学省からの通知では、「この調査において測定できるのは、学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえ、調査結果については、序列化や過度な競争につながるよう十分に配慮して取り扱うこと」が改めて示されている。</p>
	9	教育長	<p>市として結果を公表・開示しないことについての決定方法及び各学校に公表しないことを指導したのか伺いたい。</p>	<p>まず、結果を公表・開示しないことについては、教育委員会で決定したところである。次に、公表・開示しないこと理由については、先ほど申し上げた、今回の調査の目的や文部科学省からの通知を踏まえて、学校ごとのデータや市全体の結果について、数値を公表しないことが適切であると判断したものである。各学校への指導については、市の基本的な考え方と同様に数値化されている部分の公表は一切行わないよう文書で通知した。</p>
	10	教育長	<p>今回の調査の結果を市としてどのように分析し、活用されるのか伺いたい。</p>	<p>24番青木議員の質問に対してお答えいたしましたように、小田原市としては、今後、1月に公表予定の県の分析結果を踏まえ、市独自に傾向分析をし、市の事業改善につなげるとともに、各学校での具体的な指導改善に役立つよう提示していきたいと考えている。教育委員会としては、市内の小学校2校に研究委託し、「読み・書き・計算」の反復指導を継続して行うことの実践的な効果を検証していく基礎学力向上プロジェクトの更なる推進などを図っていくことによって、児童・生徒の学力向上に努めていく。また、意欲ある若手教員の実力を高めるためのパワーアップ研修や、その他教科指導の研修など、教職員の資質向上のための研修体系を再構成した教職員アカデミープランをより一層充実させるなどして、教職員の指導力向上を図っていくことを考えている。さらに、各学校では、市の分析結果をもとにして、自校の分析を行う中で、児童・生徒に対して、さらに伸ばしたい事項や今後改善すべき事項を毎日の授業において、具体的に指導していくこととなる。</p>

鈴木	11	市長	<p>広域農道小田原湯河原線の整備で現状のまま保存されることになった早川石丁場群は、今後どのように活用していくのか。</p>	<p>早川石丁場群については、平成17年から18年にかけて広域農道小田原湯河原線整備に伴う発掘調査が実施された。その結果、保存状態が良好かつ石切作業の工程が復元可能な1箇所については、国や県・市で協議をし、橋を架けることによって現状のまま保存できることとなった。このため、現状保存される石丁場を公開し、観光資源や体感できる学習の場として活用できるよう、平成21年度の広域農道完成に合わせ、市が散策道を整備する予定である。</p>
	12	市長	<p>広域農道周辺に存在する石丁場や石曳道についても、今後調査して活用する考えはあるのか。</p>	<p>発掘調査を実施した広域農道周辺には、石を切出す作業場である石丁場のほか、切出した石を山から運び下ろす石曳道が存在する。文化庁からは、この早川石丁場群が江戸城の石垣を切出した全国的にも貴重な遺跡であることから、国史跡に充分値するとの評価を受けている。このため、県と市では、国史跡への指定、及びその後の整備・活用についての資料を得るため、今年度から早川石丁場群の分布を把握するための調査を実施しているところである。いずれにしても、国・県など関係機関と調整・検討を行いながら、今後の調査・活用の方針を決定したいと考えている。</p>
奥山	13	教育長	<p>子どもたちのメンタルケア及び特に不登校の児童・生徒に対してのケアはどのような施策があるのか伺いたい。また、ホースセラピーの必要性を伺いたい。</p>	<p>子どもたちのメンタルケアについては、全中学校区にスクールカウンセラーを配置するとともに、小学校においては、子どもと親の相談員や本市独自のハートカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者からの相談に応じ、学校と連携して専門的な支援を行なっている。また、本市では、不登校児童・生徒が通級する教育相談指導学級を運営しており、日常的な相談活動を実施するとともに、田植えや稲刈り等の集団での体験活動や陶芸等の創作活動及び、きんたろうキャンプでの宿泊学習などを通して、学校復帰をめざしている。また、教育におけるホースセラピーの必要性については、現在、学校で飼育されている小動物と比べ、馬は人間と心を通じ合える存在であり、その存在としての馬とふれあうことは、多くの児童・生徒の心を和ませ、また、自信をなくしている場合にはその自信を回復させるなど良い影響を与えると聞いている。市内では、このような馬とふれあう活動や乗馬体験などを取り入れている学校がある。動物とのふれあいは、日常的な飼育活動や継続的な教育活動の中で大きな効果をあげることから、現状ではウサギやニワトリ、魚などを飼育している学校が多い。ホースセラピーについては、各学校においても、いろいろ難しい条件があるので、教育活動の一つとして参考にしていきたい。</p>

佐々木	14	教育長	小田原の農産物の使用状況と使用の拡大に向けた今後の取り組みについて伺いたい。	平成18年度学校給食で使用した農産物の、市内産の割合は重量比で約23%である。学校給食で使用している小田原産の農産物は、主にこまつな、葉ねぎ、かぶ、ほうれん草などであり、この他に下中玉ねぎやキウイフルーツ、みかん等がある。安全で安心な農産物の使用を進めるため、現在低農薬のみかん、無農薬のキウイフルーツの導入について検討を開始した。米飯給食については、平成19年度から週2回の米飯給食回数を今後の拡大に向け段階的に取り組んでいるところである。また、学校給食用の米は現在すべて県内産を使用しており、そのうち7割は小田原産である。今後も市農政課や農協、生産者、学校栄養士研究会等関係機関と連携をとりながら使用の拡大を図っていく。
	15	市長	過去10年間の酒匂川スポーツ広場の冠水被害の修復費用の発生状況について	まず、平成10年の2回の冠水により約3,500万円、平成17年の冠水で約600万円の復旧費用を要した。今年9月の台風9号においては、野球場バックネットの破損や表土の流出等、過去に例のない規模の被害を被り、約3,500万円の復旧費用を要した。
酒匂川スポーツ広場サッカー場の芝生化の検討について、市長の見解を伺う。			サッカー場を芝生化する場合いくつかの問題点がある。まず、芝を植栽した際、芝が根付くまで約6ヶ月の養生期間が必要となることに加え、芝生保護のために毎年冬場に利用制限をする期間が生じることで、通年利用ができなくなるとともに、芝生面保護の観点から、使用に一定の制限を設けざるをえなくなる。また、補修や散水、肥料散布や芝刈り等の維持管理には年間約1,000万円の費用が継続的に見込まれる。さらに、芝生が剥がれたり、表土ごとえぐりとられたりするような大規模な災害に見舞われた場合は、多額の復旧費用を要することが見込まれることから、芝生化は難しいと考えている。	
原田	16	市長		
関野	17	市長	小・中学校及び幼稚園の耐震補強工事について、その進捗状況と完了時期をどう考えているか。	小・中学校の校舎においては、耐震診断は全て完了しており、耐震補強工事についても、小学校1校(曾我小)を除き全て完了している。屋内運動場については、耐震診断は全て完了しており、平成19年度には、小学校3校と中学校5校の耐震補強設計及び耐震診断評価取得を実施しているところである。屋内運動場の耐震補強工事については、耐震診断の結果、補強工事が必要な小学校14校、中学校11校のうち10校が完了している。また、市立幼稚園については、補強が必要な4園のうち3園(前羽幼未了)で補強工事が完了している。学校施設及び幼稚園の耐震化については、曾我小学校校舎及び前羽幼稚園園舎を含めて、平成21年度の完了を目途に整備を進めてまいりたい。

関野	18	市長	<p>学校管理費を増やして、小・中学校及び幼稚園からの要望に応え、学校施設の教育環境整備の充実を図るべきではないか。</p>	<p>学校施設の改善については、子ども達の安全確保を最優先に、耐震補強工事や外壁改修工事を優先的に実施するとともに、学校からの要望の多い、大規模なトイレ改修や空調設備の整備等を順次進めてきた。平成19年度においては、小学校2校の耐震補強工事、小・中学校6校の外壁改修工事を施工したほか、トイレ改修を小学校2校で行うとともに、空調設備についても小学校3校のパソコン教室等や全ての中学校の管理諸室に整備したところである。今後に限られた財源の中で、学校からの要望等を基に、国庫補助の活用も図りながら、計画的・効率的に学校施設の整備を進めてまいりたい。</p>
	19	市長	<p>校舎リニューアル事業の推進とともに、校舎等の改修・改築・建設計画を立案し、これを推進すべきではないか。</p>	<p>本市では全国に先駆けて既存校舎を活用した改修中心の施設整備を校舎リニューアル事業として実施している。整備対象校については、「リニューアル整備計画」の中で位置づけられた学校を順次整備することとしており、今年度は早川小学校の校舎リニューアルに着手し、学校やPTA、地域住民の皆様の意見要望を反映させたりリニューアル工事を実施している。学校施設の老朽化に伴う将来的な改築等の計画については、今後、検討してまいりたい。</p>

学校給食調理業務の民間委託について

1 経緯

学校給食調理業務の民間委託導入をした経緯は、平成 8 年に市の「行政改革大綱」の見直しが行われ、その中で「退職職員の不補充」と「民間活力の導入」の基本方針が打ち出された。

この方針に沿って、学校給食における調理業務の民間委託の検討を開始し、平成 13 年に政策決定を行い、平成 14 年度から導入した。

2 実施状況

民間委託の実施状況については次のとおり。**平成 20 年度は芦子小学校と桜井小学校の 2 校を実施する予定である。**

今後も調理員の定年退職者等の状況を勘案し、順次委託化を進める。

〔民間委託実施状況〕

	委託調理場・小学校	備 考
平成 14 年度	橘共同調理場	前羽小学校・下中小学校・橘中学校・前羽幼稚園・下中幼稚園
平成 15 年度	国府津共同調理場	国府津小学校・国府津中学校・下曾我小学校
	豊川共同調理場	片浦小学校・豊川小学校・城南中学校・片浦中学校
平成 16 年度	千代小学校・富士見小学校	
平成 17 年度	大窪小学校	
平成 18 年度	実施なし	
平成 19 年度	富水小学校・東富水小学校	
平成 20 年度	芦子小学校・桜井小学校	実施予定
未実施 共同調理場（1 場） 小学校（12 校）	学校給食センター（城山中学校・白鷺中学校・白山中学校・鴨宮中学校・千代中学校・酒匂中学校・泉中学校・城北中学校） 単独調理校（三の丸小学校・新玉小学校・足柄小学校・早川小学校・山王小学校・久野小学校・町田小学校・下府中小学校・酒匂小学校・曾我小学校・矢作小学校・報徳小学校）	

学校給食調理業務の民間委託について(お願い)

小田原市では、平成14年度から学校給食の調理業務について民間の調理会社に委託を始めました。民間委託は定年退職する職員数に応じて順次実施しています。

さて、来年度の実施校を検討した結果、小学校に依頼することが決定いたしましたので、ご報告いたします。

なお、今までの委託場所と平成20年度については、次のとおりです。

平成14年度	橘共同調理場	平成15年度	国府津共同調理場	豊川共同調理場
平成16年度	千代小学校	富士見小学校	平成17年度	大窪小学校
平成19年度	富水小学校	東富水小学校	<u>平成20年度</u>	<u>芦子小学校</u> <u>桜井小学校</u>

以下に、今までに寄せられた、民間委託化にともなう主な疑問点についてQ&Aを掲載いたしました。今後も子ども達にとって、豊かで、より楽しみな給食をめざしてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

Q：学校給食の民間委託って本当に出来るのですか？

昭和60年に国は「学校給食の運営の合理化について」を通知し、その中で合理化の方法として
給食調理場の共同調理場化
職員のパートタイマーの活用
調理業務等の民間委託化 の3つをあげています。

各市町村では、この通知をもとに学校給食の運営の合理化を進めています。

Q：どうして民間委託を行うのですか？

保護者の皆様に負担していただいている給食費は、食材料の費用です。教育委員会では、このほかに施設整備や、人件費、備品、消耗品の購入などに経費を使っています。きびしい財政の中で、給食に関する予算を有効に活用するため、給食調理業務の民間委託を行うことにしました。

Q：民間委託をするとどこが変わるのですか？

この民間委託の内容は調理業務とその付随する業務（食器の洗浄・調理機器などの消毒）ですので、調理をする人が市の調理員及び市で雇用した人から、民間の会社で雇用した人になります。

献立を作ることや、安全チェック、味のチェックなどは委託前と同様に、市の基準で、学校栄養士が中心になって行いますので変わりありません。

調理する場所も従来どおり、小学校の調理場で行います。

Q：すべての共同調理場と自校方式の学校を委託するのですか？

民間委託は、定年退職等により減員となる職員数に応じて実施しています。現在、共同調理場3場と自校方式の単独調理場5校を実施しました。今後も委託をしていない調理場について、順次委託していく予定です。

Q：委託すると給食の質が変わりませんか？

委託しても献立を作ることや食材の発注、味のチェックなどは学校栄養士が行いますので、従来と同じ食材を同じ店に発注し、いままでどおり新鮮な食材を使用し、けずり節、昆布などおいしいだしを取り、手作りで安全なおいしい給食を作りますので、給食の質が変わるようなことはありません。

Q：栄養士さんが民間委託の人に調理について指示できないと聞きましたが本当ですか？

指示の方法は、まず、学校栄養士が作成した献立に従って調理方法などについて指示書を作成します。次に、学校栄養士が委託先の民間調理会社の責任者と指示書の細かい部分について十分打合わせを行います。そして、指示書を基に責任者が各調理員に指示をします。

したがって、学校栄養士が各々の調理員へ直接指示をすることはできませんが、責任者をとおして指示することはできます。

Q：民間委託をすると本当に経費が削減できるのですか？

現在、学校給食の調理業務を民間委託した結果、各調理場の経費の削減ができました。今後も引き続き、委託化を推進する事により経費の削減を図ることができます。

Q：調理員と子ども達のふれあいはどうなるのですか？

民間調理会社では、学校での子ども達とのふれあいを大切にしておりますので、調理員の学校行事への参加など、良好なコミュニケーションが図られています。

委託した共同調理場及び単独調理校では給食週間を利用し、各クラスに行って給食を一緒に食べるなど、子どもたちとのふれあいの機会を持っています。

Q：給食費は高くなりませんか？

学校給食の運営にあたっては、給食費（食材料の費用）を保護者の皆様が、その他の経費を教育委員会が負担をしています。今回民間委託する調理業務は、教育委員会が負担をしている経費ですので、民間委託によって保護者の皆様が負担する給食費が高くなることはありません。

皆様に負担していただく給食費は、全額食材の購入費に当てられています。給食費の納入が滞りますと、食材の購入に支障が出ますので、定められた期日までに必ず納めていただきますようお願いいたします。

学校給食調理業務民間委託についてのご質問がありましたら
教育委員会学校保健課給食担当までお寄せください。

33 - 1694 (直通)

Eメールアドレス : gakuho@city.odawara.kanagawa.jp